

4 取締役、総務、法務の皆さま向け

「経営判断の原則」と「監視義務」について

# 取締役の法律上の義務と責任

開催日：2018年7月13日(金) 13:15～16:45

会場：りそな銀行 神戸支店 2階

講師：協和総合法律事務所 いま がわ ただし  
 パートナー弁護士 **今川 忠 氏**

略歴：

1980年慶應義塾大学大学院修士課程修了。1982年4月から弁護士(大阪弁護士会)。会社の組織(会社法・労働法)、保険・金融、不正競争防止法等の各分野で活躍中。昨今の事例(不祥事対応、内部通報制度、労務関連等)に基づく会社の法的リスク予防についての講演やセミナーも好評を博している。また、富士生命保険㈱の社外監査役や大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事を歴任し、2013年6月から昭栄薬品㈱の社外監査役、2016年6月から同社社外取締役を務めている。

## 特色

昨今は、会社の規模の大小を問わず、厳しい経済環境下で、生き残りをかけて事業の選択と集中が行われています。そのような企業の浮沈にかかる決断を迫られるのが取締役です。まさに、航海に例えると、取締役は船の航路を決める役目を果たす責任があり、責任重大です。また、昨今大企業で、品質管理等においてコンプライアンス違反を指摘されている事例が頻発しています。ここでも取締役がその義務を果たしていたのか、その責任が厳しく問われています。

このセミナーでは、具体的事例を交えて、取締役の義務と責任について分かり易くお話しいたします。

## カリキュラム

録音・録画はご遠慮下さい。

### 1. 取締役を取り巻く環境

会社の活動は、ますますボーダレスの活動となっており、我が国では少子高齢社会になり、労働人口はもとより、人口全体が減少することとなりますので、消費力等も衰えることとなります。そのような状況下で、会社のかじ取りの責任を負っている取締役の責任はますます大きくなっていきます。

また、地球温暖化等が進む環境下で、社会からも会社には厳しい視線が投げかけられており、些細なことでもコンプライアンス違反があるものなら、経営の根幹を揺るがす事態となります。

しかし、会社法は、取締役として求められている「経営判断の原則」を守り、「監視義務」を果たせば、自由闊達な経営ができるようにしておりますので、これらの点について説明します。

### 2. 経営判断の原則

取締役は、会社の方針を決め、それを実行していかなければなりません。その際に、「経営判断の原則」を理解することが重要です。この原則とは何なのかを、具体的な事例を交えて説明いたします。

また、中小企業では、数合わせのために取締役となり、

会社には一度も行ったことがないという取締役も見受けられます。そのような取締役でもその義務を果たさなければいけません。この点についても、説明いたします。

### 3. 監視義務

取締役は「経営判断の原則」さえ守っておればよいものではありません。取締役は、他の取締役が何をしているのかを監視する義務が課せられています。この義務を果たしておらず、会社に損害を与えた場合は、損害賠償義務を負うことがあります。

このようなことが起こらないようにするためには、どのようなことをすれば監視義務を果たしたことになるのかについて、具体的な事例を交えて説明いたします。

### 4. その他の義務

取締役は、善管注意義務を負うとともに忠実義務も負っております。会社との利益相反取引や競業取引をする場合には一定の手続きを経なければなりません。

また、株主に対しては、会社の経営に対し説明義務を果たす必要があります。以上の点についても、説明いたします。

**参加申込書** ( \*個人情報の取り扱いに関して、私は貴社の「個人情報に関する利用目的」を確認、同意の上、申込みます。 ) 受講料：会員...19,440円 一般...27,000円 (参加者1名様、消費税等・テキスト代を含む)

7/13(金) 取締役の法律上の義務と責任

【 FAX .06-6271-1286 りそな総合研究所 行 】

貴社名				区分	MS・会員・一般	会員番号	
受講票送付先	〒			連絡担当者	部署・役職		
					ふりがな		
					氏名		
業種(具体的に記入してください)					E-Mail		
TEL	( )	FAX	( )	取引店	支店		
参加者 ( )内にふりがなをご記入ください。	氏名	( )	部署	役職			
	氏名	( )	部署	役職			
	氏名	( )	部署	役職			
当社使用欄	替 / 振 (会・個)	入力日 /	発送日 /	受講料	円	作成日 /	発送日 / 同・別

会員の方：入会時にご選択いただきました「口座振替」あるいは「お振込み」のどちらかのお支払い方法になります。[お問い合わせ先] 一般の方：受講票とともに請求書をお送りいたします(原則)。セミナー開催前日までにお振込みください。 06-6203-9472 \*キャンセルはセミナー開催前営業日の17時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、受講料全額をいただきます。なお、参加申込みが少数の場合や講師の病気等により、開催を中止させていただく場合があります。 研修担当 ㊦